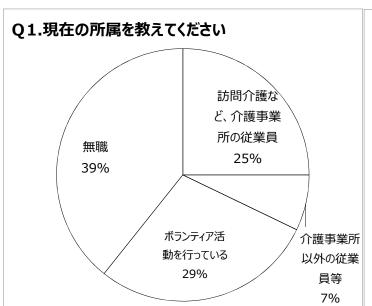
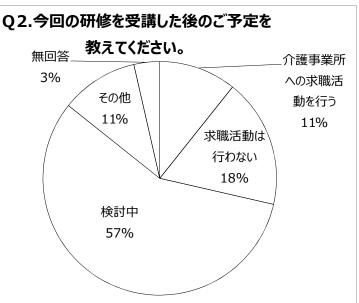
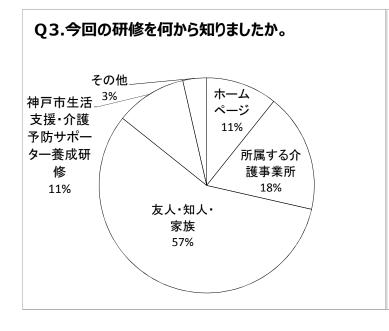
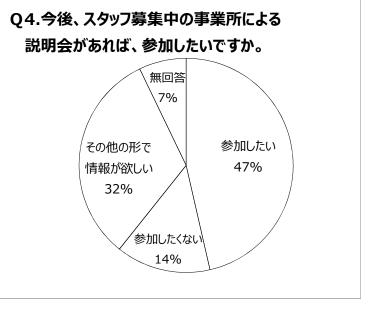
生活支援訪問サービス従事者養成研修 受講者アンケート

- 1 調査目的 どういった方が受講しているか、及び研修受講後の動向を把握するため。
- 2 研修実施日程平成29年7月21,22日
- 3 修了者 28名



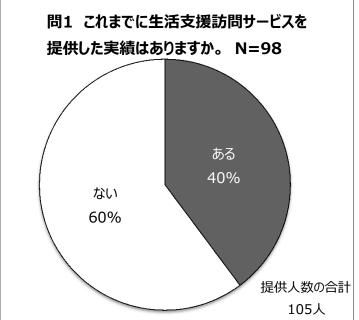


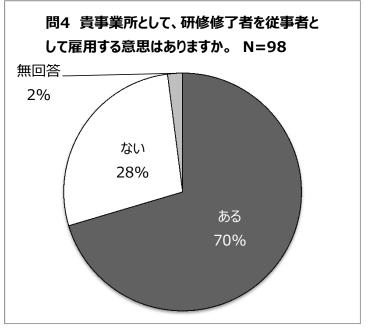


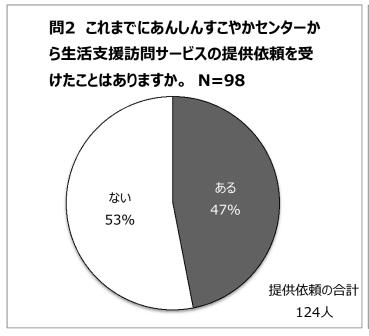


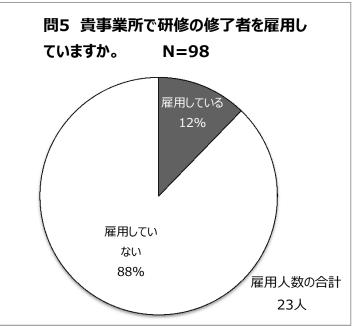
生活支援訪問サービス事業所アンケート

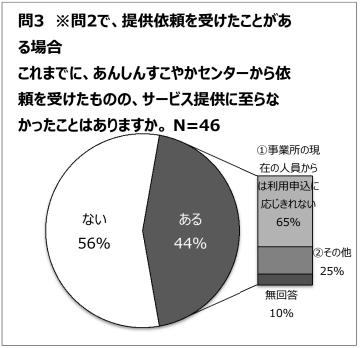
- 1 調査目的 生活支援訪問サービスについて、現状の把握と今後の参考とするため
- 2 調査先 生活支援訪問サービス指定事業所(246事業所)
- 3 調査時期 平成29年8月
- 4 回答数、回答率 98事業所、39.8%

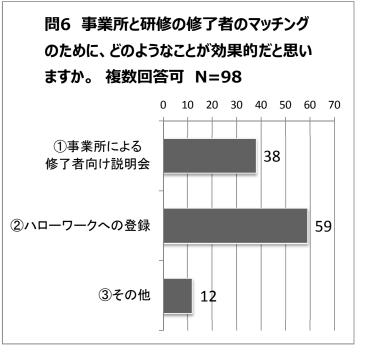












「生活支援訪問サービス事業所アンケート」結果

問7 生活支援訪問サービスが定着する(利用が拡大する)ためには、どのようなことが効果的だと 思いますか。その他ご自由にお書きください。(主なものを抜粋)
○利用拡大のためには従事者が増えることが必要。
○研修募集の際に、必ず仕事につく事と、ハローワークの登録を義務づけ、もっと知ってもらう為の宣 伝を行う。
○研修受講者のイメージがまだわかりにくく、新たな担い手への期待もあるが不安もある。利用拡大のためには研修受講者の「安心」なイメージアップが必要だと思う。
○研修受講者のハローワークへの登録は、ぜひ推し進めてほしい。利用者が必要な時にサービスを 利用できるよう、人手を確保したい。
○あんしんすこやかセンター職員が、圏域で生活支援訪問サービスを提供している事業所を知って いなければ紹介できないと思う。
○要支援者へのサービス内容の周知が必要だと思う。
○「地域に生活支援訪問サービスの事業所がなければ介護予防訪問サービスを利用することができる」という取扱いをなくす。生活支援訪問サービスの対象者が増えるとなれば、事業所も参入するが、介護予防訪問サービスも利用可能としていると、報酬が2割低いサービスには、なかなか参入しないと思う。
○ヘルパー不足の現状で、報酬を8割にしたサービスを十分に提供できるとは思えない。従来から所属している有資格者のヘルパーに依頼する他ないが、給料は下げられないのが現状である。
○生活支援訪問サービスを行う事業所が増え、研修修了者の人数を増やすことが必要。
○生活面において、出来ない部分を支援できる事は良い事だと思うが、支援の時間や何でも対応 出来る制度ではないことを利用者、支援者両方に周知することが大切だと思う。



週数日、空いた 時間を活用したい!

という方……

介護の仕事に 関心がある!



受講料

神戸市 生活支援訪問サービス 従事者養成研修

を受講してみませんか?

◎生活支援訪問サービスとは

本研修の受講者等が神戸市の介護事業所の従事者として、軽度の介護認定を受けた高齢 者(要支援1・2、事業対象者)の自宅を訪問し、掃除・買い物などの生活援助を提供 するサービスです。

対象者

神戸市の介護事業所において「生活支援訪問サービス」での従事を希望する方

定 各回150名(応募多数の場合は抽選)

内 容 2日間(第3回は4日間)合計約12時間

○訪問型サービスの職務の理解 ○本人や家族とのコミュニケーションと接遇の基本

○介護保険制度等の理解

○自立した日常生活にむけた生活支援の実践にむけて

○高齢者等の尊厳の保持

〇高齢者のからだ(老化や疾病)と介護予防

開催日程、会場、募集期間

9:15~17:15

	開催日程	研修会場	募集期間無料	
第1回 (実施済)	7月20日(木曜)~21日(金曜)	こうべ市民福祉交流センター	6月1日(木曜)~7月6日(木曜)	
	9:15~17:15	神戸市中央区磯上通3丁目1-32		
第2回	9月21日(木曜)~22日(金曜)	学園都市 大学共同利用施設 UNITY(ユニティ)	8月7日(月曜)~9月7日(木曜)	
	9:30~17:30	神戸市西区学園西町1丁目1-1 ユニバープラザ2F	0月1日 月曜//~3月1日(小唯)	
第3回	12月12日(火曜)~15日(金曜)	こうべ市民福祉交流センター	10月27日(金曜)~11月27日(月曜)	
	13:30~16:30	とり、何氏徳祉文派とグター		
第4回	3月14日(水曜)~15日(木曜)	こうべ市民福祉交流センター	1月29日(月曜)~2月28日(水曜)	

【申込】

裏面の申込書に必要事項を記入の上、FAX又は郵送で お申込みください。

【問い合わせ】

神戸市 保健福祉局 介護保険課 高齢在宅支援係 TEL 078-322-6929



【注意事項】

- ○本研修の全日程を修了された方には、これを証するものとして修了証を交付いたします。 修了証は、生活支援訪問サービスに従事する際に必須となるものです。
- ○すべての科目に出席できることを申込の前提としています。欠席・遅刻・早退があった場合は、修了証の 交付はできません。
- ○実際に生活支援訪問サービスの従事者として業務を行うには、修了証の交付のほか、サービスを行う事業所に雇用されることが必要となります。なお、神戸市では、修了者に対する就業のあっせんは行えませんのでご了承ください。

以上のことをご理解いただいた上で、申込みいただくようよろしくお願いいたします。

平成29年度 神戸市生活支援訪問サービス 従事者養成研修 受講申込書 第2回 9月21日(木)~9月22日(金) 開催分

申込用紙送付先(FAX又は郵送) FAX 078-322-6047

又は 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1 神戸市 保健福祉局 介護保険課 高齢在宅支援係 まで郵送

神戸中 体膜価性心 月護体映味 向脚は七叉抜席 よく野込					
氏名	<u>ふりがな</u>				
生年月日	昭和•平成	年	月		
性別	男 • 女				
住所	〒 −				
電話番号					
	口生活支援訪問サービス	スの事業所で働く	ことを希望する。		
修了後の意向 (いずれかにチェック を入れてください)	□将来的に、生活支援訪問サービスの事業所で働くことを考えている。				
	口神戸市住民主体訪問せ	ナービスの責任者	の資格を得るため	めに受講を希望する。	

※ すでに訪問介護員の資格を有する方(介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者)、旧訪問介護員3 級課程修了者、家政士資格保持者は、「生活支援訪問サービス」に従事することが可能なため、この研修 を受ける必要はありません。

※ ご記入いただいた個人情報は、神戸市及び本研修の運営者が連携して、本研修の案内・実施・修了証作成・修了者への連絡のために使用し、その他の目的には使用しません。